

緑丘高校 生活上の心得

令和6年1月改訂

I 服装等身だしなみについて

(1) 頭髪等

ア 清潔で奇抜でない髪型とし、パーマ、カラー、エクステ等の加工はしない。また、ワックス等整髪料の使用はしない。

イ 髪をまとめるヘアゴム、ヘアピンの色は黒・紺色など華美でないものとする。

(2) 制服

ア 制服は年間を通して各自気候に応じたものを着用できるが、式典や学校行事の際にはジャケット着用のフォーマルな服装とする（夏場は除く）。

イ 男女ともに制服の選択は自由とする。

ブレザー

カッターシャツ（長袖・半袖）：長袖の場合はネクタイを着用する。

半袖の場合はネクタイを外すことができる。

セーラーブラウス（長袖・半袖）：リボンを着用する。

スカート（夏用・冬用）：スカートの下端が膝の中心に来る程度の長さとする。

ズボン（夏用・冬用）

ベルト：黒・茶で装飾のないものとする

ベスト・カーディガン：学校指定のものを着用する

(3) 靴下

ア 白・黒・紺色などの無地単色のものを着用する（ワンポイント可）。

イ ストッキングはベージュ・黒色とする（柄入り・ラメ入り不可）。

(4) 靴

ア 黒・茶色のローファー、または運動靴とする（華美でないもの）。

(5) 防寒具

ア 防寒具の着用期間はその年の気候を見て学校より別途指示する。

イ ベースの色は黒・白・紺・グレー・茶色などを基調としたものとする。

ウ 前開きできるものとし、ハーフジップやチャックのないパーカー、大きなロゴが入っているなど私服感のあるものは着用しない。

エ 防寒具の着用は原則登下校のみとする。

(6) 通学バッグ

色・形等は規定しないが、安全の確保ができるものとする。

(7) 化粧および装飾品等

ア マニキュア、化粧、アイプチ、色付きのリップクリームや色付きの日焼け止めの使用はしない。

イ 指輪、ネックレス、髪飾り、ピアス（透明のピアスも含む）等は着用しない。

II 学校生活について

(1) 欠席・遅刻・早退について

- ア 欠席、遅刻をする場合は、午前8：00分から午前8：30分までに原則保護者等が電話連絡をする。
- イ 午前8：40分までに教室へ入室していない生徒は遅刻とする。
- ウ 遅刻をした生徒は生徒指導室（または職員室）で入室許可証を記入し、担任または授業担当者に許可証を提出する。なお、公共交通機関より遅延証明書が発行された場合、生徒指導室または担任へ証明書を提出する。
- エ 早退者は、その理由をクラス担任に申し出て、許可を受けてから下校する。帰宅後、直ちに学校へ電話連絡する。
- オ 理由なく欠席または欠課した場合（怠学）、特別な指導の対象となる。
- カ 登校したら下校まで許可なく校外へ出ない。校外へ出る時は先生の許可を受け、許可証を携帯する。

(2) 登下校について

- ア 自転車による通学は生徒指導部の許可・点検の後、学校指定のステッカーを貼った自転車でのみ認める。
- イ 自転車通学者は雨の日の自転車通学の有無に関わらず、全員記名したレインコートを準備する。
- ウ 車による送迎を必要とする場合は、他の生徒との接触事故防止のため、校内への乗り入れや正門付近での乗降をしない。駐車場所は近隣の迷惑とならないよう配慮する。医療的な理由や特別支援上の理由等があり、校内への乗り入れが必要と判断される場合は、保護者が事前に担任に申請する。
- エ キックボードでの通学はしない。
- オ 最終下校時刻は午後5時00分とする。部活動を行う生徒の下校時刻については別途定める。

(3) アルバイトについて

アルバイトは許可制としている。アルバイトを行う場合、以下の項目を確認した上で「アルバイト許可願」を学校に提出する。

- ア 就業時間は午後8時までとする。
- イ 飲酒を主目的とする（居酒屋など）事業所、職種には従事しない。
- ウ 病気・体調不良等を理由として学校を欠席・早退した日にはアルバイトを行わない。
- エ 考査1週間前から考査終了まではアルバイトを行わない。
- オ 成績不振者（評定1をとった者）は、翌学期のアルバイトを禁止する。
- カ 学校に無許可でアルバイトをした場合は特別な指導の対象となる。
- キ 高校生の本分は学業であり、特に1年生の夏休みまでは学業に専念させたいので、原則アルバイトは行わないこととする。

(4) 特別な指導について

下記の行為は特別な指導の対象となるから特に注意すること。

- ア 飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力・暴言行為、窃盗、SNSでの誹謗中傷行為等（法令違反）

- イ 無断免許取得、原付・二輪車同乗、対人トラブル、無許可のアルバイト（学校独自）
- ウ 考査時の不正行為
- エ 理由なく欠席または欠課した場合（怠学）
- オ 軽微な規則違反が繰り返され、指導に従う見通しが立たない場合
- カ その他生徒としてふさわしくない行為

(5) その他

- ア 授業中にスマートフォンの私的使用をしない。
- イ 校舎内は所定のスリッパを使用し、スリッパのまま外へ出ない。
- ウ 不必要な現金は学校に持ってこないようにする。もし貴重品を学校に持ってきた場合は教室のカギのかかるロッカーで保管する。また、下駄箱にも鍵をかけられるようになっているので、希望する者は自由に取り付けること（希望者は各自購入すること）。
- エ 紛失物や拾得物があった場合、直ちに生徒指導部に届け出る。
- オ 運転免許の取得はしない。ただし自動車学校への入校を希望する生徒は、3年生の11月第2土曜日以降に「自動車学校入校許可証」提出の後、自動車学校に入校することができる。

III 自転車交通安全規定

- (1) 交通事故防止のため、交通ルールを守る。
- (2) 2人乗り、傘さし運転、並列走行はしない。
- (3) 運転中にスマートフォンやイヤホン、ヘッドフォンの使用はしない
- (4) 定期的な点検をし、必要な整備を行う。
- (5) 前照灯・尾灯・反射材を取り付けるとともに、両側面に反射材を装備するなど、交通事故を防止する対策に努める。
- (6) ヘルメットの着用に努める。
- (7) 鍵をかけるなど、盗難防止対策に努める。
- (8) 自転車利用者は自転車損害賠償責任保険等に加入すること。
(自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第十三)

IV 届出規定

次の場合は必ず関係の先生に申し出て指示を受け、必要な許可を受けること。

- (1) 欠席届 (1週間以上病欠の場合は医師の診断書を添える)
- (2) 入室許可証 (遅刻した際に生徒指導部で許可証をもらうこと)
- (3) 早退許可証 (許可証を担任から受け取ること)
- (4) 退学願・転学願・休学願・復学願
- (5) 住所変更届
- (6) 遅刻・早退届
- (7) アルバイト許可願
- (8) 異装願
- (9) 校内活動延刻願 (生徒会活動等により下校時刻以後も居残りを希望する場合)

(10) 公欠願

(11) その他必要に応じて学校より指示する場合。

なお、(4)～(10)の願は所定の用紙を以て願出する。

V 忌引規定

生徒は下記の場合忌引として休むことができる。

(1) 保護者等の死亡した場合 7日

(2) 祖父母及び兄弟、姉妹の死亡した場合 3日

(3) おじ、おば、曾祖父母の死亡した場合 1日

(4) 保護者等の1周忌 1日

※ 忌引の日数には土曜、日曜、祝日を含む。

※ 葬儀のため遠隔の地に赴く場合は実際に要した往復日数を加算することができる。

VI 生活上の心得の変更方法

(1) 生活上の心得に変更が必要だと思われる内容があれば、生徒・保護者等・教員等から意見を聴取した上で、関係分掌・学年会で協議をする。

(2) 変更をする場合は、本校のスクールポリシーを踏まえ、運営委員会、職員会議で議論をし、生活上の心得の変更について決定する。その後、生徒・保護者等、学校評議員会への周知、およびホームページに掲載する。